

第2回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成25年11月29日（金）午後1時30分～3時15分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始
中川秀哉 渡辺正秀 野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

議会事務局 鈴木幸弘（途中入室） 西海好治 矢野洋

傍聴人 5人（報道関係者）

1. 開会（西海）
2. 野澤委員長あいさつ
3. 議事
 - ①特別委員会における今後の対応及び検討について
 - ②その他

○互礼の後、事務局の開会により会議に入る。

野澤委員長：ご苦勞様です。第2回の工事入札調査特別委員会ということで全員のご出席ありがとうございます。前にも述べましたとおり、これは市民が注目し議会の皆も注目する特別委員会ですので、一番の問題はいろんな疑わしいというか、それに対してその背景にある事実、あるいは事実の関係をしっかり表に出す。分かるようにと言うことでこの間お話しましたがそれが使命だろうと思います。あと、いよいよ忙しい中ですが、できるだけスピーディに結果を出していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

今日は傍聴の申請が4件ありますけれど、傍聴人に対しまして一言申し上げます。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛にお願いします。また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくようお願いします。これは議員の皆さんにもお願いいたします。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条第2項ならびに、委員会傍聴規程第9条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

では、早速入りたいと思います。

議事としてそこに「特別委員会における今後の対応及び検討について」とあります

が、今日は2件について話し合っていたきたいと思います。1件目は、今日も報道・マスコミ関係の皆さんも来られていますけど、この対応について皆さんで共通の認識を持ちたいということが1点。そして、今後の調査の進め方について、また私提案しますけど具体的な進め方についてお話していただきたいと思います。

まず1点目の報道の取材についてですけれど、そこに事務局のほうでまとめてくれてありますけれど、そちらで一回説明をしてもらってからということをお願いします。

事務局：それでは1点目の協議案件について説明させていただきます。お手元に「工事入札特別委員会」での報道取材についての案ということで資料を配らせていただきました。こちらの報道取材につきましては、大きく2点が想定されておりまして、まずは撮影及び録音などを伴います純然たるマスコミとしての取材が1点、それからいわゆる傍聴人としての参加が1点ということで、この2点を想定しております。特に、この委員会の中では今後、本日のように委員さん方で協議を行う場合と、証人を呼んでの喚問とが考えられるわけですが、その折々の対応について協議を行っていただきたいと思います。

まず、撮影・録音を伴った取材につきましては、お手元の資料の上部に書いてありますけれど、これは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3」の中に宣誓・証言中の撮影・録音の許可という部分がありまして、それに基づきますと「委員長が証人の意見を聞いた上で委員会に諮りこれを許可する。」とされておりまして、その許可の範囲としましては、取材、これは撮影・録音を含むわけですが、すべて許可する。それから、2番目として証人の入室から宣誓を求めるまでは取材を許可する、いわゆる一定の時間を制限して許可を行うと、3番としまして証人喚問を行うときは取材を許可しない。といった先例が挙げられております。

取材を制限する理由としましては、まず、証人の人権を尊重する必要があること。それから委員会運営を円滑に進める必要があること。それから、撮影等を自由に行くと証人を必要以上に心理的に圧迫する恐れがあること。また、笛吹市議会委員会傍聴規則第6条では原則として傍聴人の写真・映画等の撮影及び録音等を禁止していること。それから、傍聴人による撮影・録音は委員長の許可があった場合のみ例外的に認められること。というような部分から取材を制限する必要があると考えられます。

もう1点、撮影・録音を要しないマスコミ関係者の傍聴につきましては、一般傍聴者と同様の扱いになると考えられます。これにつきましては、委員長の許可を得たものが傍聴できる。ということでして地方自治法第115条によりまして議会の会議は原則公開で行うとされておりますので、そのところから来ております。

特に証人喚問などを行うときにおきましては、証人の意見を聞いた上で証人が証言しやすい環境づくりを行なうことに主眼を置いた運用を取るように心がける。とい

うことで、この特別委員会を進めるに当たってマスコミ等の対応について説明をさせていただきます。

以上のところを参考に、この工事入札調査特別委員会における報道取材、また傍聴に対する基本的な考え方の共通認識を持っていただくようによろしくお願いいたします。以上でございます。

野澤委員長：ありがとうございました。今の説明で分からないところ、聞いておきたいところがあればお願いしたいと思います。

中川委員：傍聴は基本的に自由に聞くことができるということでよろしいですか。

野澤委員長：今は許可の範囲についての協議ですから、これから議論に入るわけですがその前に説明の内容について何かあればということです。

(中川委員了承)

野澤委員長：それでは私から、許可の範囲ということで「取材をすべて許可する」と「頭撮りくらいの制限をかけて許可する」と「まったく取材はさせない」という三つの考え方がありますが、この中でどういう風に考えていくかということですが、事前に私と副委員長と議長で話しましたが、取材は原則的にはオープンだと、公開で、そして不許可、取材をしないでくださいという時には事前に皆さん(委員)に諮って、「ここから先は非公開で行こう」と皆さんで決めていただいております。だからある意味ではケースバイケースでやって行こうと、原則はオープンですけど、毎回やるたびに最初から報道関係をシャットアウトすることはない。入っていただいてこれこれこういう理由だから今日は非公開にすると皆で確認した上で賛成を得られれば、取材を遠慮してもらいたい形が良いのではないかと一応話をしましたが、皆さんの意見を聞く中で決めていきたいと思っております。どうでしょうか。

(異議なしの声あり)

野澤委員長：ではそういう形にさせていただきます。あと取材関係、マスコミ関係で何かありますか。

中川委員：傍聴関係も同じ形ということですか。

野澤委員長：はい。原則的にここで皆さんに諮ってということです。

渡辺委員：諮りながらということですが、委員長の許可によりということですからそういう表現にしといたほうが良いのではないですか。

野澤委員長：諮った上で最終的には委員長の許可ということになります。

(異議なし)

野澤委員長：では、そういうことでお願いいたします。

では、今日の本題に入ります。ここの委員さんでも今回何を取り上げるか、かなり違った考え方を持っていると思います。今日決めていただきたいのは、対象にする期間を何時から何時までに定めるかということ。そしてもうひとつは、これは全部を扱うわけには私はいかないと思いますので、やはり予定価格を何千万円以上というところで二つの点について絞ってもらって、その後、今回の調査対象を決めていきたいと思いますが、それでこれは管財課の方へのお願いになると思うんですけど、一つひとつの工事について例えば工事名から始まって入札日、設計価格、予定価格、落札額、応札した企業名とかそういうひとつの我々がどれを調査対象としていいかを選び出すためのピックアップするその前の作業として、かなり広い範囲でリストを上げてもらって、その中から皆さんで検討する。最終的にはその中から選んでいくような形で、今日はそういう作業をしようと思うんですけどよろしいでしょうか。言っていることがわかりますか。

(よく分からないとの声あり)

野澤委員長：今から最終的に選ぶ前の作業。準備段階としてどこからどこまでの期間を決めて、いくら以上ということが良いかと思います。工事に係る全部という意見もあるかもしれないが、金額をある程度やって、ある程度の項目を皆に検討していただきたいんですけど、工事名から始まって入札日や金額、その要するに入札がこういう形で行われたといことがある程度分かるような、そういう 1 枚ずつのシートになるかと思いますが、管財課に記入してもらうためのシートづくりですね。それを全部挙げてもらった中で、その後、皆で良く見る中でこれはちょっと疑わしいとかおかしいとかをピックアップすると、その前の段階として今日はシートづくりの項目、そして全体のその前の対象にする、調査の対象ではなくてね。分かりましたか。

小林委員：まずは期間からいけし。

野澤委員長：ちょっと誰かこっちで書いてくれますか。

(上野副委員長がホワイトボードに記録する)

野澤委員長：では、まず期間、期間はいつから・・・。

志村委員：総務委員会で9月の議会で審査したときに対象としたものについては、平成24年12月4日以後の案件。任期が変わってからの決裁をした案件ということになります。

野澤委員長：どうですか始まり。終わりは。

志村委員：終わりは9月の議会前まででしたので。委員会でやったときは。

渡辺委員：終わりは現在まででしょう。

野澤委員長：終わりを決めておかないと、特別委員会もどんどん進んでいきますから、今切っておかないと。現時点で終わっているところでは11月一杯とか。

中川委員：代表質問のときはどうだったですか。その範囲も言ってもらって。

小林委員：11月一杯でいいじゃん。

(他の委員から、11月30日とか11月末日との発言あり)

野澤委員長：日を入れて11月30日でいいですね。

志村委員：一応12月4日というのは入札会の日ということになりますので、入札までに色々とプロセスがあるので入札日を基準として日程を12月4日にしましたんで、多分11月26日に入札が最後だと思いますけど、ということは今からやるものでも手続きが始まっているものもあるということですが。

野澤委員長：それはいいでしょう。調査期間は平成24年12月4日から11月30日までで良いですね。

(はい)

委員：項目は。

野澤委員長：その前に先ほどの私の提案で、すべての工事関係、おおかたこの間の話では大きな工事とか大型事業とかになっていますので、ある程度の金額以上で決めないと、何でもかんでもよりそのほうが良いと思いますがその辺はどうでしょうか皆さん。

海野委員：金額をある程度決めてやったほうがいいね。

小林委員：金額を決めるか、若しくは100%の入札ってのもあるからそういうのかどっちかだね。金額を決めるか入札の率でやるか。両方という手もあるし。

渡辺委員：おのずとこれは高落札とか最低制限価格ぴったりとか予定価格ぴったりとか大型ってところに最終的に絞られてくると思うんだけど、いずれ全部対象にしておいてあとで絞っていけばおのずと絞られてくると思うが。僕が一覧表にして表をつくってみたんだけど。

野澤委員長：今、渡辺さんが言われたように広報等に載るくらいのレベルだったら何百件あってもいいけれど、ただある程度その中から絞るとなると、さっき言ったそれに応札した人が何社かとか公告の結果がどういう風なことだったかというようなことまで位は、今回の管財課に要求するシートでとなると、やはりある程度の私は例えば5千万じゃ5千万以上とか切った方がいいと思うんですよ。先ほど小林委員さんが言うように率を見ながらということもあるけど、それだと最初からこっちで入札率の問題だと絞るような話にもなってしまうから、それよりもいくらって言って大きく構えて、その中から率の問題で取り上げたい人は取り上げる、これは何回となくやり返しもあるから取り上げる人は取り上げる、やっぱりある程度の金額でやったほうが良いんじゃないかと私は思うんですけど。

小林委員：やる方法というのは、この期間中の全部の一覧を出してもらっても私は良いと思う。その中からピックアップして例えば最高にしる最低にしる、1千万とかうん百万とか高入札の部分も含めてその中からピックアップすればいいじゃん。

野澤委員長：今の小林委員の発言は、この間は全部挙げれば良いということですからでしょうか。

小林委員：そんなに大きな負担ではないと思うよ。

上野副委員長：事務局的には管財課とすればそんなにもないら。あとはそれをもって皆で検討するということで。

海野委員：今、小林委員が言うように確かに何を選ぶかって言うことを今決めるだから、選ぶ対象は広いほうがいいじゃん。だからその12月4日から今月末まで約1年間のうちの工事入札だから、あっても100件も200件もないだよ。多分、分からないけど。

(300や200以上はあるとの発言あり)

海野委員：そうなるとそれを200件を全部やるとなると、選ぶだけだって容易なことじゃない、時間が。基本的にはこの委員会を立ち上げる時の経緯の説明の中で大型工事入札ってことを大前提にしてるから、その部分で金額って言うのが妥当な考え方じゃないかと思う。200も300もで入札率が高いか低いかまでやると選定するだけで大変な時間だと思う。やるのはやぶさかじゃないが、僕はある程度の金額で切って大型工事が常識的にはどれが大型工事かわからないけれど、その辺である程度切って道路補修の30万・50万まで入れてしまうと大変だと思うよ。という意見です。

小林委員：管財課でどれくらいあるか私も把握していないけれど、例えば100万・150万まではしないまでもある程度ピックアップした中でやれば流れも理解できる部分もある。作業工程として管財課として一覧表にしてそんなに難しい行程じゃないと思うんだけど、ある程度流れをあれするには何百万ていうのも必要なと、その中からピックアップするんだけど、一連の我々の委員会の作業の工程としてね。出せるものは出してもらえばいいじゃん。

海野委員：総務委員長が9月のときにやった、その時にはある程度調査の資料としては挙げたんだよね、確かあの説明のときに。その時の話を参考までにもう1回してくれるけ。数のことや金額のことは良くわからなかったから。

志村委員：総務委員会では、期間は先ほど申し上げた12月4日以後の入札案件。工事の対象としては1件1千万円以上の発注工事、且つ落札率98%以上のもの、または、最低制限価格で落札したもの、または、ほぼ最低制限価格で落札のものを対象にしまして、確か12~13件該当するものがありました。当然それよりも金額が低い工事で疑義がないかといったらそう言う訳ではないんですが、やはり委員会審査と言う

限られた時間の中でやるということでしたので、その対象とした案件の中から更に委員会審査の中でどれとどれと言う形で審査をしたと言うことですので、一応1件1千万以上ですが、もうひとつありまして緊急補修みたいなものはまず予算を決めた中で発注をしているので、当然1千万円以上のものがありますけれど、それは落札率が基本的に100%になることが多いというふうにも聞いていましたので、そういうものについては除外しました。一般競争入札とか競争原理が働いている案件で最終的にはその数字と。以上です。

海野委員：と言うことであれば、総務委員会でそこまで一応やっている訳だから、そういうの中から選んで、1回目はそれでやってみて、もっと他に例えば総務委員会から2ヶ月あるからその間に出てきたらそれを追加していくと、いうふうなことで対象工事の、ここで審査する対象の調査をする選ぶ最初のたたき台はそのくらいから選んでいったらいかがでしょうかと思います。

渡辺委員：私は小林さんの言った意見に賛成な訳なんですけれど、総務の常任委員会の場合は決められた日程の中で数時間のうちにあれしなければならないと、そういう事があったということなんですけれど、ここへ参加している人たちも皆認識の度合いとか全体像がどうなっているかと、そしてどこに問題があるかっていうことも、話を聞いてるだけの方もいらっしゃるんじゃないかと、そういう点では全体像を出してこういうこんだよってことであればそんなに時間はかからなくて、その全体像、こんな具合になっているけどなぜだとか、こっちはこうなっているけどなぜだとか、と言うことを簡略に説明してもらえば、やっぱり取り上げてきた人たちが問題にして来た、そこに調査の視点があるなと言うことを確認できると思うんですよね。だから2百数十だと思うんですよ。この前ちょっと全部並べて打ち出してみたんですけどね。だから7~8枚にまとめられる。まあ、何社がどこの会社が応札したかなんてとこまではいらんと思うんですよね。それは選び出してからの話だと思うから、それで落札率と入札業者数ぐらいまでを、落札率、入札・応札業者数ぐらいまでを並べて一覧表を基に聞けばね、一定程度説明を受ければあと絞り込みも皆が共通してやれるようになるんじゃないかと思います。

野澤委員長：今の意見はつまりこの期間のものはすべてリストアップして、その中から調査対象のものを決めていくということですけど、先ほど説明がありました総務は1千万と決めてそれ以上のもので調査をしたと。どうですかまだ発言がない、北嶋さん。

北嶋委員：私も1千万で良いと思いますけどね。

志村委員：総務では条件を絞り込んで枠を切ったので、その間のものは基本的に対象にしませんでした。だから今回の場合はそういうところも入れれば件数はもっとあります。

野澤委員長：確認を取りますけれど、最初から価格の問題とか落札の問題とかあまりこちらで先入観を持って決めなくて、これは皆一致でいいと思うんですけど、この枠に入ったらすべてを挙げてもらってその中からっていう形のほうが良いと、後で取りこぼしたなんてみっともない話が出ないように。では、どうですか今の1千万以上という話で。

海野委員：総務委員長の話のように、いろんな条件を全部除いて金額だけで1千万以上のものを全部1年間って言うとかかなりの数になると思うんです。その中から選んで今度その条件を付けていってもう1回、1回じゃとにかく済まないから選定するにはね。1千万に全部乗っけてということでしょうか。

神宮司委員：9月議会の頃の全協あるいは議会の中で皆さんと色々な話が出たときには総務委員長が言われたとおりそれは他の議員さんも理解していると思うんです。それを今回やたら広げていくっていう部分てのは非常におかしい話じゃないかと思ってます。総務委員会でやったことに対して特別委員会をつくらなければならないということでみんな理解していると思うんで、ある程度決めていかないとそれに対して皆議決したことですんで、それでいいと思います。

野澤委員長：1千万以上で良いということですか。

(神宮司委員了承)

上野委員：総務委員会がやったからそれ以上はできないというものではない。それは委員会独自のものだから、まるっきり総務委員会がそれだからそうだと決め付けるものではないし。

中川委員：海野委員が言われたとおり1千万と言う形の中で会を重ねるごとに絞り込んでいくやり方がよろしいのではないかと思います。

野澤委員長：どうでしょうか。1千万以上と言うことで。

(はい) 一同了承

(他の条件は一切付けないで金額だけで拾い出すということで・・・などの発言あり)

小林委員:内容は管財である程度出してもらおう。こっちから要求しないで出せる部分で。これから調査に入る場合はもっと詳しく応札者から何から入ると思うけど、とりあえず1千万以上の部分で管財で出せる部分については全部出してもらおう。

野澤委員長:対象が決まりましたので、先ほど言いましたとおり管財課でどういう形で我々の中から調査対象を決めていくかという時に、ぱっと見た時にこれは問題ありそうだなと分かるようにシートをつくってもらわなければならないわけで、その項目を決めてもらいたい。単純にまず工事名、入札日。

海野委員:それはさっき総務委員長が言った順にやれば、まず金額があつて落札率があつてそれを順に書いていけば、それは管財課から一覧表で出してもらうためのやつだから、総務委員長もう1回さっきのを言ってみてくれ。

(金額、工事名、入札日、設計価格、予定価格、落札価格、最低制限価格、落札額、事前事後公表、入札方法、落札率、応札社数、JV、入札資格、最低入札参加数、入札公告の写し・・・など一斉に発言あり)

渡辺委員:あまりこちらが楽をすることばかり言うてはいけませんが、ひとつの件について1枚ではなくて表を出してもらいたいと、これをぱっと見るのも大変なことで落札率が例えば98%でも95%でも以上のものについてマークを付けていくとか、自分の表がそうして作ってあるんだけれど。ランク付けで2千万以上とか5千万以上とか1億以上っていうのをマークを付けていけば本当に見やすい。

(そのくらいはやりましょう。と言う意見あり)

野澤委員長:今の意見も分かりますけれど、やっぱり時系列に並べて貰っておいたほうがとり合えず良いと思います。また落札率が高いやつから並べろと言うような話にもなりますから。あまりそこまで要求することはないと思います。

海野委員:どうしても見難かったら直してもらえば良い。最初はまず全部を一覧表にするという作業が大変だから。

野澤委員長:これだけの項目で、できたら一覧でみんな見られるのが一番見やすいけれどちょっと無理かもしれない。そうかと言って1枚ずつ使うほどの量はないような

気もするんです。

海野委員：その辺は資料を作るほうの人の都合もある事だから、なるべく見やすいように整理してもらって出してもらえば。ダメじゃあまたこういうふうに直してくれって言えばどうです。

小林委員：これだけのものを一覧ですするというのは中々一列では入りきらない部分もあるし、本当はまずこの一覧と公告の一枚の裏表ぐらいか、一番分かりやすいなら公告の一覧とあと全部の一覧を出してもらおう。公告は1枚の裏表と。こうして出してもらえば、多少面倒かもしれないが50件や80件くらいじゃ管財でもちょっと面倒かもしれないがやってもらおうさ。そこからスタートだから。

野澤委員長：どうですか。今、小林委員から公告は出してるものをそのままコピーしてもらって、あとはこれを横長で作れば一つで作れるかもしれない。

渡辺委員：インターネットに今載っている表で、俺も横に伸ばして自分で表を作っているけれど入りますよ。

野澤委員長：もれていることを、あとでまたなんて言うと面倒ですから冷静にその辺を考えてください。

北嶋委員：これには工事名はあるけど工事概要はないですね。

野澤委員長：工事概要も必要ではないかと言うことですが。

(それは選んでからでいいんじゃないか。との意見あり)

野澤委員長：これはあくまでの当たりをつけるための一覧表ですから、選んでからと言うことで。

志村委員：一応、入札公告とこれは市民の皆さんでも閲覧できる入札結果及び経過ってものが管財課のほうに備えてあって、それにはここに出ていないもので入っているものと、ここには出てるけどそれには入らないものがあるんですけど、一応、2回札を入れる、1回目は落札者がいない場合2回やるので、その1回目2回目というものも最初の資料を貰うときに、2回やったのか或いは結果が不調だったと言うことは2回やってもダメだったのか、それともいないから取り止めにしたのか、その経緯が

分かるほうがいいと思うので、その辺をもし入れておくとすれば入れておいたほうが。

渡辺委員：今回のこの第1回目の目的というのは、全体像を共通な認識を得るって言うのとその中から選び出すってことだから、その作業それができるだけの資料でいいと思うわけです。だからあまり細かいところをやるのは、今度それで皆で一致して大体見当がつくと思うので、そしたらいろんな資料を求めたりしていけばいいわけだから今回はその程度範囲で、一覧表になる程度の範囲のものでいいと思うんだよね。

(賛成の声あり)

志村委員：皆さんがそれでよろしければ結構ですが、ここに出ているもので落としているのが2回やっているものがあるということですから、そこは最初のところでスクリーニングできる材料として入れておかないでやるのであれば、場合によっては2回目で何か調整したようなことがあった場合については最初のところで落としてしまう可能性があるということです。

渡辺委員：その点、あと1点加えるかどうかということだね。

志村委員：そういうことです。

上野委員：今日の話までには入らないけれど、時系列的にこの工事はこういうふうになって中止になったとか再入札とかそういう表をやっぱり作ってほしい。

渡辺委員：2回3回ってのと最終的に随契なのかとか中止になったとかね。

志村委員：経過と言うことで、1回・2回・取り止め等と書いておけばそれで分かれば良いってことで。入札結果及び経過ですね。

野澤委員長：入札結果及び経過で良いですね。

志村委員：もしあれでしたら括弧して1回・2回・取り止め等としておけば。等とは何かと聞かれたら随契と言うことで。

野澤委員長：他にどうですか。

海野委員：公告の回数が多かったのがあるじゃん。出した引っ込めた出した引っ込めたってのを聞きたい。入札公告の出し直しをしたかどうかを。公告の変更をしたかどうか、公告変更の有無。

野澤委員長：これは最初の公告は示さなくても良いのか。

海野委員：最初出したけどこういうことで変更して出し直しました。あるっていったら今度はそこから突っ込んでいけば良い。選定基準でそういう変更があったものは全部選べば良い。

野澤委員長：それとも最初から3回だったら3回やったやつをちゃんと公告をみんな出してもらおうとか。

海野委員：それはその後。最初はいらない。選んでからの問題、委員長が言っているのは。

中川委員：今出ているやつの中から、今度は選定をしていくための要件がそこに掛かるということですね。

野澤委員長：これを見て我々がこれを調査対象にするという、次の調査の前の・・・

(あったらそれを選べば良いなどの発言あり)

野澤委員長：あと他にどうですか。重要な点で。

(雑談のあと、委員了承する。)

野澤委員長：事務局はどうですか。これを基に管財課の方にシートの基はこっちで作ってやるか、それとも向こうに。

海野委員：向こうに振ったほうが早い。そうすれば並べやすく資料を出しやすいら。データは向こうにあるだから。

事務局：こういう項目について分かる一覧表ということで管財課の方と相談させていただきます。全部対応できるかどうか分かりませんので。

野澤委員長：確認ですが、公告のあれですよ。最初の公告書という事ですね。入札公告。

(入札公告という声あり)

野澤委員長：よろしいですか。最初の調査対象を選ぶための基礎資料をこういう形で要求するというのは。

(全委員了承)

要求内容

①期間

平成24年12月4日～平成25年11月30日まで

②対象

予定価格1,000万円以上の工事全て

③項目

1. 工事名
2. 入札日
3. 設計価格
4. 予定価格（事前事後公表）
5. 落札価格・落札率
6. 最低制限価格
7. 入札方法
8. 応札社数（JV含む）
9. 入札資格
10. 最低入札参加数
11. 入札結果及び経過（1回・2回・取りやめ等）
12. 公告変更の有無
13. 入札公告の写し

野澤委員長：こちらで今回用意した議題はこんなところですけど、何か。

(なし)

野澤委員長：次の日程は相手のあることですから、向こうの出せる日程が決まったら引き続き。それでこのリストは、出たリストを事前に皆さんに渡しておいて委員会をやるときはもう頭の中である程度、ここへ持ってきていきなり皆で見てって言って

も中々あれですから、渡して最低3~4日くらい、できたら一週間くらい渡して期間を置いて、そのあと詰める形の方が皆さんに集まってもらった方が。そうしたほうがここでの討論も討議も深まると思うんで、中々ぱっと渡されてすぐ理解・・・

じゃあ、そんな形で向こうの対応がありますので日程をまた決めていきたいと思えます。何か。

事務局長：次回やるべきことの確認は。

野澤委員長：これを管財課のほうに資料提出の要求をしまして、そしてそれができた時点から皆さんに配ってから一週間以内くらいで日程を定めて、皆さんにそれをしっかり目を通して来てもらって、その中から調査対象にすべきだと思うやつにしっかり自分で印でも付けて来てもらって、ここで話し合っって調査対象を決めると。まあ、決まらないかもしれないけれど決めるということを決回はしたいと思えます。よろしいですか。

(はい)

渡辺委員：もうひとつ。調査だけど時間の関係もあると思うんだけど、その表を出したり資料の説明を求めるのか、事前に配ってあれば最初から皆さんから質問を募るのかですけど、今回は僕は説明を求めなくても読めば皆さん大体分かっていると思うから質疑を中心に進めていってほしいと思えます。あまり説明ばかり長くても聞く必要のないことまで説明されていても困るから。

野澤委員長：渡辺委員から次回そうやって管財課のほうから資料をだしてもらうけど、それは説明は要らなくて内部でそれを皆見てきて、だからそういう要請も次回はしない形でよろしいですね。

(はい)

野澤委員長：他に。

神宮司議員：何時ごろまでにと大体の要望を出しておいたほうが良くないですか。1ヶ月も掛かるといわれても。

(そんなものはすぐ出る。との発言あり)

野澤委員長：これは常識の範囲で出来るだけ早くということでもいいでしょう。あまり遅いようならもう少し何とかならんかと要請するくらいで。

志村委員：そうは言っても、本会議が6日と10日と11日ですから11日ぐらいまでにはあっていう一応目処があったほうが良いかなと思いますけど、すぐにやっていただければそれに越したことはないですが。

海野委員：12月の議会中に1～2回開ける程度の時間で頼んでみては。

事務局：管財課に要求する書類の中には提出期限を決めて要求しなければ成らない部分もありますので、その期限については委員長と相談させていただいて決めさせていただくということでしょうか。

(お任せします。との発言あり)

野澤委員長：今日の話を私の方から全協で報告するようにします。あとは何か、その他。

渡辺委員：例の弁護士をどうするかって話が前からあったんですが、インターネットでいろんなところを調べてみると、書類の請求とか、その請求が合法的なのかとか、使い方が合法的なのかとか、それが公文書に当たるのか当たらないのかとか、色々なことでごみごみしているところがあるようなんです。そういうことも専門家が入っていないと我々としてもいらんところで遠慮しちゃったり、法に触れる様なことをやったりってことがありますんで、これは早めに弁護士会なんかに相談して適切な弁護士をしてもらうようなことを事前にやっとならうほうが良いかなと。それで私が聞いたところでは、こういう団体等が顧問契約を結ぶ場合、月最低5万円というのが弁護士会の申し合わせの金額だそうです。そんなことだったもので予算的にも大丈夫かなと思っているんで、是非皆さん必要だと思えばそういうふうにしてほしいなと思うんですが。

野澤委員長：どうでしょうか。

小林委員：私もそう思います。要するに個人の人権に関わる部分がこれから出る可能性もあるし、色んなそういった部分でプロの法律家にも、やっぱり随時って言うか常時そういった相談をしたほうが間違いないと思います。これからまだこの段階では固有の固有名詞にしるまだ出ないけれどこれから色んな部分で出ますからね。そういう部分を考慮した中で慎重にことを進めたほうが良い部分で私もそう思います。

ただ、どういう人をお願いするかという部分では弁護士会辺りに相談して、一番的確な行政に関わる部分で精通しているような人がいたらという気がします。誰が知ってるこれは知ってるという部分ではなくて、弁護士会へ相談した中でこういう内容の行政に関して精通している弁護士。

野澤委員長：どうですか、今、弁護士という話が出ていますがご意見は、これに関して。

(一部から異議なしの声あり)

野澤委員長：では、すぐにどうこうという事ではないですが、一応そういう形で準備をします。

上野副委員長：その辺は、委員長と議長と私(副委員長)もで弁護士会みたいのところへ相談に行ってみます。

(正副委員長と議長にお任せします。との意見あり)

野澤委員長：他にまだ何か、この件に関して。

渡辺委員：さっきも言ったこととも共通するんですが、二つの目的でいよいよ調査する時に、色んな認識が、基本的な仕組みに対する認識が違っていたりして、くだらない質問をして調査の進み具合が遅くなったりとかそういうこともいけないし、それからやはり仕組みをきっちり当局の方から事前に勉強会で話しておいて貰えばそこから外れたようなことについてはきっちり我々も処理できると思うもので、もし何だったら僕がちょっと分からない所は、例えば公告の決定、或いは変更、ここの権限がどういう所があって実際にはどういう人達が関与してどうなっていくのかっていう仕組みも知らないし、正確には分からないし、また細かい話で予定価格も大体二桁とかそのくらいのところが非常に多いわけで、有効数字二桁ですね。積算すれば当然端数も出るわけだけれどなぜ二桁になってしまってるのかとか。それはどういうルールに基づいているのかというようなことも分からないし、もうひとつは最後に落札者が決まってせつかく見積り内訳書を提出しているんだけど、その扱いはどういうふうに審査に生かされるのかということなんかについても分からないわけで、そういう基本的な仕組みについては改めて正確に知っておきたいし、共通の認識にしておきたいってことで、一度管財課なりに来てもらって調査に入る前の勉強会をやっておいたらその後はスムーズになるのではないかと思ってもいますけれど、もし皆さんもそんなことを考えるようでしたら、私としては是非実施してほしいと

ということです。

上野副委員長：本当に基本中の基本をね。

野澤委員長：どうですか。きつとこの特別委員会という形ではないと思いますけれど、表に出てきたことは結果とかは広報とかに出ますけれど、一連のその内容を決めるときにどういう形で決めているかとか、見積りがどういう形で使われているのかというようなことで、疑問もあったり分からないこともあるから、そういう点も聞くような機会もあったほうが、渡辺さんが言うのは多分ここで前提として皆が持っていないとならない知識を、知識がないために質問が多くなったりすると調査自体が水ぶくれたような緊張感のないものになりかねないというようなところからの・・・

小林委員：それもいいと思いますけど、私はこれを時に、今、渡辺さんは3点を言ったんだけど、その中には調査に含まれる部分が出てくると思うわけです。だから時にこの部分は何だか皆の意見はおかしいぞ、バラバラだって部分で、時に何点か勉強会をしても良いと思います。時にね。だけど今言った中で例えば入札の価格の設定とかそういった部分で確かに知っておく必要があるんだけど、その部分は調査の中に入って来る問題がうんとあると思いますよ。

海野委員：今、小林委員が言うように、当然やっていく中でそういう部分を聞かなければ答えが出んだよ。当然、勉強しなんでも。一つひとつの入札案件をやって行けば、例えば入札の公告が2度3度変わってもどこで変わったのか、それは勉強じゃなくてこっちは聞くことだから、事前に考慮するよりも一つひとつの事件の中でやって行けば自然に出てくることだから。今、小林委員が「時に」という言葉を使ったけど、まさしく一つの事件を扱うときにその中で何でこうなったのかその経緯は、逆に証人みたいな形でおいでいただいて、なぜ誰がしたのかをやらなきゃならない、この委員会で。勉強会なんてレベルじゃないと思うけどね。

渡辺委員：私が言っているのは、当然そういうことになるだろうと、そういうことになる前に、やはり条例に基づいて、或いは規則に基づいてどうなっていますかっていうのと、後は個別に調査して、また、基本的なルールから外れたことがあっては困るわけなんだけど実際にはどうなんだっていう、そういうやっぱり調査・システム・流れを押さえておくってことがやっぱりその後の調査にも有効だろうと、今言ったようなことの当然調査項目にも関わってくることだからだと思うんですね。

小林委員：確かにそうなんだけど、それが基本どおりいってればね 100 条の調査特

別委員会でもなくでもいいわけだ。時に皆がいろんな意見があって勘違いしている部分や知らない部分があっておかしいぞってことになったら、調査じゃなくて勉強会をすれば良いだよ。

上野副委員長：渡辺委員の話は、基本的な基本を、流れを知る上でやってもいいのかなとは思うけどね。

野澤委員長：だからそれは、特別委員会って形じゃなくて、あくまで勉強会ってことでいいですよ。

志村委員：気持ちは分かるんですけど、もしそういうことであれば入札の流れのチャートとかフローを資料請求をまずして、基本をどういうふうに行っていくかってところを次回資料と一緒に配付して、やっぱり来て説明してもらおうと、どうしても質疑に入りますから調査の内容に踏み込んでいくことにもなりかねないので、当然本来であれば関係の規則とか、うちで定めている入札関係の条例とかは一通りここでも出ますんで、入札の分かりやすい流れのフロー、一応プロセスをさっき言いましたが、12月4日に入札会をするには1ヶ月前から中で起案するところから始まってやっていく流れがあるので、流れをフローで、図で、資料で出してもらって確認するくらいで最初はいいんじゃないかと思います。

海野委員：私もそれで良いと思います。

野澤委員長：それ（フロー）は今回一緒に要求しますか。

（はい）

野澤委員長：渡辺委員さん、そんなところでよろしいですか。中々、勉強会って言っても逆に言うとなんで今勉強会なんだってこともありますし。

それでは一連の入札に関する流れが理解できるフローですけど、そういうものを用意してもらおうということで。

他にないですかね。よろしいですか。

（なし）

野澤委員長：それではご苦労様でした。以上を持ちまして第2回目の特別委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

事務局：互礼にて終了。